

教 給 第 8 号

平成31年 4 月 1 日

各 部 課 長
各 教 育 局 長
各 所 管 機 関 の 長 様

札幌市を除く市町村教育委員会教育長
(札幌市を除く各市町村立学校長)

北海道教育委員会教育長

再任用職員の赴任旅費の取扱いについて（通知）

職員を退職後引き続き再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。）として採用した場合に支給する赴任旅費については、平成31年4月1日以降の人事異動に伴う赴任旅行から、当該退職及び採用を転任（北海道職員等の旅費に関する条例（昭和28年北海道条例第38号）第2条第1項第4号に規定する転任をいう。）とみなした場合の旅費額を支給することとしましたので、通知します。

なお、これに伴って「再任用職員の赴任旅費の取扱いについて」（平成14年4月1日付け教給第1267号教育長通知）は、廃止します。

（教育職員局給与課給与制度グループ）